

能力担保研修の黎明、展開、そして展望



会員・弁護士 川田 篤

要 約

平成 13 年の司法制度改革審議会意見書に端を発した付記弁理士の制度は、弁理士が侵害訴訟にも主体的に関与する絶好の機会となるとの大きな期待を膨らませるものであった。付記弁理士となるための能力担保研修も、関係者の熱気あふれる中、平成 15 年に開始した。この研修が弁理士の法律に対する知見を深め、弁護士との意思疎通の向上にも資したことは疑いない。

能力担保研修も開始から 20 年。令和 5 年には第 21 回を数える。その間、改善の努力も不断に行われている。しかし、弁理士の新規登録者の減少に伴い受講者の数が減少している。研修の動機付けとなる特許権侵害訴訟などの特許関係の係争も減少している。

このような環境の変化はあるものの、能力担保研修は弁理士にとり無理の少ない範囲で法的思考を身に付ける絶好の機会である。そのみならず、研修を通じて、知人、友人を得る貴重な機会ともなる。筆者としては、まだ受講されていない会員の方の受講を大いに勧めるものである。

目次

1. 付記弁理士以前—ある日の法廷の光景
2. 能力担保研修の黎明—第 1 回の開講に向けての情熱
 2. 1 付記弁理士の制度の導入へ—司法制度改革審議会意見書
 2. 2 能力担保研修に向けての法整備
 2. 3 研修科目及び教材
 2. 4 講師の選定
 2. 5 第 1 回の開講式
3. 能力担保研修の展開—その後の推移と改善の努力と問題点と
 3. 1 受講者
 - (1) 能力担保研修の開講の頃
 - (2) 受講者の変化
 - (3) 受講者の減少
 3. 2 テキスト及び映像教材
 - (1) テキスト
 - (2) 映像教材
 3. 3 講師の選定
 - (1) 能力担保研修の講師と付記試験の試験委員との分離
 - (2) クラス数の減少に伴う講師の数の減少
 3. 4 再受講の制度
 3. 5 感染症の影響—ウェブによる講義の導入
4. 補論：付記弁理士の制度の評価—補佐人や法曹資格との距離感
 4. 1 補佐人との距離感
 4. 2 法曹資格との距離感
5. 能力担保研修の展望—特許係争の減少の中で
 5. 1 特許出願件数
 5. 2 特許異議申立ての件数

- 5. 3 特許無効審判請求の件数
 - 5. 4 特許関係民事訴訟事件の件数
 - 5. 5 特許関係行政訴訟事件の件数
 - 5. 6 小括—自己啓発の重要性は変わらない
6. 総括—能力担保研修を受講されることの勧め

第1回の能力担保研修⁽¹⁾が実施されたのは平成15年。本年、すなわち、令和5年の能力担保研修は第21回ということになる。

筆者は、平成16年の第2回の能力担保研修の講師として初めて能力担保研修に関与した。それから20年近い歳月を経た。その間、筆者は、能力担保研修の講師を断続的に延べ15回ほど務めた。そのほか、能力担保研修の教材の改訂のお手伝いをしたり、研修の講師にふさわしい方に日本弁護士連合会による推薦の候補者になることをお願いしたり、更には付記試験⁽²⁾(正式には特定侵害訴訟代理業務試験)の試験委員を5年ほど務めさせていただくなど、多様な場面において関与する機会に恵まれた。

本稿においては、その経験を踏まえて、能力担保研修の黎明からその後の展開に触れつつ、その将来への展望を考えてみたい。

1. 付記弁理士以前—ある日の法廷の光景

少し遠いおぼろげな記憶ながら、恐らく20年余り前のある法廷の光景である。いわゆる付記弁理士⁽³⁾が誕生するよりも少し前の頃であろうか。

当時の東京高等裁判所の知的財産専門部の各部では、審決取消訴訟が提起されると、まず、公開の法廷において、第1回口頭弁論期日を開くことを例としていた。法廷の傍聴席には、同じ時刻に期日を指定された複数の事件の代理人が腰掛けているのが普通であった。訴訟代理人が早くそろった事件から呼び出される。自分が担当する事件の呼出しまで、ほかの事件の審理を傍聴することができた。多数の事件のために出廷している多数の関係者の面前での期日は、結構、緊張したものである。

その日の法廷の原告席には、二人の訴訟代理人が立っていた。その訴訟代理人を見て、どうしても記憶が薄れているが、弁理士の方だなどと思ったことだけを覚えている。弁理士の徽章⁽⁴⁾を付けておられたのかもしれない。

審決取消請求事件の呼上げがされた後、裁判長が、原告代理人に、

「訴状を陳述されますか。」

と尋ねると、訴訟代理人同士、少し顔を見合わせながら、うなづいた。

裁判長は、手慣れた感じで、

「訴状は陳述。証拠は、甲第1号証から…までを提出。全て写しですか。」

と尋ねた。傍聴席からは聞き取れなかったが、その訴訟代理人は「はい」と返事をしたようである。

そこで、裁判長は、

「おって、証拠説明書をお出しいただけますか。書式をお渡ししますので、書記官室にお立ち寄りください。」

とやさしく告げると、次の事件の呼出しが始まった。

今から25年前の平成10年に現在の民事訴訟法⁽⁴⁾が施行されてから、書証の申出について証拠説明書を提出することが求められている(民事訴訟規則137条1項本文)。このような進行からみて、これらの二人の訴訟代理人は裁判所への出廷は久しぶりのことであったものと思われる。恐らく、そのために、書証の申出に証拠説明書の提出が求められるようになったことについての認識を欠いていたのであろう。

しかし、このような光景は、付記弁理士の誕生後は、ほぼ目にしなくなった。能力担保研修を修了し、付記試験にも合格した付記弁理士が続々と増え、民事訴訟の書証の申出において証拠説明書を提出すべきことも十分に周知され、審決取消訴訟における訴訟代理にも好影響を与えたからであろう⁽⁵⁾。

このような例は、飽くまで、付記弁理士の前提となる能力担保研修が与えた実務上の好影響の一つにすぎない。

筆者は、能力担保研修は、その前提となる民法及び民事訴訟法の基礎知識の学習を含め、弁理士全体に法律に対

する知識及び理解をよく浸透させ、弁理士と弁護士との距離感を縮め、その相互理解に資するとともに、弁理士の業務が特許などに関する契約の代理権（弁理士法4条3項1号）などにも拡大して行く中、これらの業務に的確に対応するためにも有用であると信じている⁽⁶⁾。弁理士には、いわゆる社内弁理士も少なからずおられ、社内弁理士の方には出願の場面でも、権利行使の場面でも有用であろう⁽⁷⁾。能力担保研修の有用性について、これまでを振り返りながら、その将来への展望を示したい。

2. 能力担保研修の黎明－第1回の開講に向けての情熱

2.1 付記弁理士の制度の導入へー司法制度改革審議会意見書

平成11年7月27日、小渕内閣に「司法制度改革審議会」が設けられた。筆者は、たまたまその頃、ドイツのケルン大学に留学しており、同審議会の海外実情調査のために訪独された審議会の数名の委員によるケルン、ミュンヘンの裁判所、州司法省、弁護士会などの訪問に同行させていただいたことがある。その際、審議会の委員の方が抱かされている司法制度改革に対する想いについても、お話を直接お伺いする機会にも恵まれた。

各法曹関係者はその審議の行方を相当の不安を持ちながら注視しており、その対応に右往左往していた印象がある。民事訴訟制度についていえば、審理に時間がかかりすぎるとか⁽⁸⁾、知的財産権関係事件などについては専門性が低いなどの問題提起が同審議会にされていた⁽⁹⁾。

平成13年6月12日、同審議会は、各方面からの意見聴取、海外実情調査などを経て、小泉内閣に「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度」を提出した。その内容は多岐にわたる。その当否はともかく、司法制度に与えた影響は少なくない。例えば、法科大学院の制度が設けられ、法曹資格者の大幅増が図られることとされた⁽¹⁰⁾。また、刑事事件における裁判員裁判の導入も、同審議会の意見書に基づくものである⁽¹¹⁾。

弁理士については、同意見書は、

「技術的知見を有する弁理士の専門性をも活用するため、弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。」⁽¹²⁾

との提言を盛り込んだ。これが、まさしく能力担保研修と付記弁理士の制度の発端である。このような提言に至るまで、特許庁及び日本弁理士会は相当な努力をされたようである⁽¹³⁾。

この提言における重要な点は、次の3点である。

- ① 「弁理士の特許権等の侵害訴訟…での代理権…を付与すべきである」こと。
- ② 「弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る」こと。すなわち、弁護士との共同代理が前提となる。
- ③ 「信頼性の高い能力担保措置を講じ」ること。これに伴い、能力担保研修が導入された。

このように、能力担保措置が前提になるとはいえ、「技術的知見を有する弁理士の専門性をも活用する」ために、侵害訴訟において弁理士が弁護士と共同して代理人となれるとの方向性が明確に示された。

弁理士は特許庁における出願業務という専門性の高い事務に従事している。ところが、法制度上は、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止（弁護士法72条本文）の例外（弁護士法72条ただし書）のような整理がされている。すなわち、弁護士は弁理士の事務を無制限に行うことができるが（弁護士法3条2項）、弁理士が行える法律事務は、弁理士法が定めるもの（弁理士法4条から6条の2まで）に限られている。この点は、弁理士からすれば、やや不均衡を感じるかもしれない。

このような不均衡感の下、司法制度改革審議会の意見書をきっかけとして新設された付記弁理士の制度は、弁護士と弁理士とが対等の立場に立つことができそうな舞台を準備するものとの大きな期待を抱かせた。「弁護士法72条に風穴」が空いたとする認識⁽¹⁴⁾も見られた。

2.2 能力担保研修に向けての法整備

司法制度改革審議会の意見書を踏まえて、特許庁も動くことになる。能力担保研修については、特許庁長官私的懇談会「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」報告書（平成13年6月18日）、特許庁総務部

長私的懇談会「能力担保措置ワーキンググループ」報告書（平成13年11月28日）において、その枠組みが示された。

このような枠組みを了承する形式で、平成13年12月3日、産業構造審議会知的財産政策部会報告書「弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与について」が公表された。そして、同報告書を踏まえた平成14年弁理士法改正⁽¹⁵⁾の法案も、参議院及び衆議院経済産業審議会における審理を経て国会で可決成立し、平成14年4月17日に公布され、それに伴い必要な法整備も進められた。

当時、示された、能力担保研修に係る要点は、大体、次のようにまとめられよう。

- ① 能力担保研修は、付記試験を受けるための前提となる弁理士法上の研修であること（弁理士法15条の2第1項）。すなわち、国家試験である付記試験の受験のために必須とされる法定の研修であるということになる。
- ② 能力担保研修は、日本弁理士会が行うこと（弁理士法施行規則13条本文）。すなわち、能力担保研修は、研修の事務などは外部機関に委託することがあるとしても、研修自体は、日本弁理士会が主体的に実施すべきものとされた。
- ③ 日本弁理士会は研修の実施計画を作成し、経済産業大臣の承認を得ること（弁理士法施行規則14条1項）。すなわち、能力担保研修は、日本弁理士会が主体的に実施すべきものであるとしても、経済産業大臣の監督下に行われる。
- ④ 研修の内容として、特定侵害訴訟に関するもののほか、特に「訴訟代理人としての倫理」を必須のものとしていること（弁理士法施行規則13条各号）。すなわち、当事者対立構造が先鋭化する特定侵害訴訟に関与する以上、付記弁理士には、弁理士一般に求められる倫理とは異質の倫理が求められることになる。
- ⑤ 国家試験である付記試験に合格することが、その旨の付記を弁理士登録に受けて、特定侵害訴訟代理業務を行うことができるようになるために必要である（弁理士法6条の2第1項）。すなわち、研修を修了したのみでは付記を受けることができない。
- ⑥ 講義時間は45時間以上とし（弁理士法施行規則13条本文）、講師は弁護士を中心としながら、裁判官にも依頼するものとし、教材は共通のものを作成し、裁判官の助言・監修を受けること。このように研修の講師及び教材との関係において、弁護士及び裁判官の協力が必要であり、かつ、必須のものとしてされた。

2.3 研修科目及び教材

能力担保研修の内容については、特許庁総務課長私的懇談会「能力担保措置の実施に関する研究会」報告書（平成14年3月）により具体的な方向性が示された⁽¹⁶⁾。そして、特許庁の委託事業「特許権等訴訟実務能力開発調査事業」を受託した社団法人発明協会において「特許権等侵害訴訟実務能力開発調査委員会」が発足し、牧野利秋弁護士（元東京高等裁判所第13民事部（知的財産専門部）部総括）を委員長として、知的財産の分野における専門性の高い20人ほどの弁護士が能力担保研修に使用されるべき教材の作成を担当した⁽¹⁷⁾。こうして、テキストの作成から、映像教材などの準備も加速し、翌年の開講に向けて準備万端が整えられた。

能力担保研修の具体的な研修科目は、次のとおりである。これらの研修科目については、平成16年に研修科目間の研修時間の調整⁽¹⁸⁾がされたほかは、これまで大きな変更はない。

- ① 特定侵害訴訟の手續に関する講義（いわゆるA講義）
- ② 特許・実用新案権侵害訴訟の講義及び起案・講評（いわゆるB講義）
- ③ 意匠権侵害訴訟の講義（いわゆるC講義）
- ④ 商標権侵害訴訟の講義及び起案・講評（いわゆるD講義）
- ⑤ 不競法違反訴訟の講義及び起案・講評（いわゆるE講義）
- ⑥ 法曹倫理に関する講義
- ⑦ 裁判所から見た知的財産訴訟及び訴訟事務手續の解説に関する講義

研修当初の教材としては、次のものが作成された。なお、テキストは研修科目ごとに作成されたわけではない。例えば、テキスト3から5までは、研修科目のA講義からE講義までに共通して使用されるものである。

① テキスト1「特許権等侵害訴訟手続の解説」

司法研修所監修『四訂 民事訴訟第一審手続の解説』（法曹会、平成13年）に依拠したもの。テキスト2の別冊記録に基づく説明が付加されている。

② テキスト2「特許権等侵害訴訟手続の解説」（別冊記録）

①のテキスト1及び⑦の映像教材用の事件記録である。実際の事件を参照しつつ作成された。

③ テキスト3「特許権等侵害訴訟の実務」

司法研修所編『六訂 民事弁護の手引（補正第三版）』（日本弁護士連合会、平成12年）及び『工業所有権関係民事事件の処理に関する諸問題』（法曹会、平成7年）に依拠して、特許、意匠、商標及び不正競争関係事件についての説明がされている。A4版で厚みがあり、ずっしり重いものであった。

④ テキスト4「請求の趣旨と要件事実」

主な請求の趣旨と請求の原因が箇条書きにされていた。ただ、訴状や答弁書をどのように記載すればよいのかという具体例に乏しく、起案のための参考に余りならない嫌いがあった。

⑤ テキスト5「法曹倫理事例集」

訴訟代理人としての倫理が問題となる多数の事例が記載されていた。しかし、各報告書において訴訟代理人としての倫理が強調されていたにもかかわらず、法曹倫理の講義は残念ながら一コマであり、活用が難しい向きがあった。

⑥ テキスト6「基本判例集」

第一法規出版株式会社の厚意により、主な判例及び裁判例について「判例工業所有権法 CD-ROM」の要旨を転載したものとされる⁽¹⁹⁾。ただし、新たな判例及び裁判例が掲載されないという問題点が見られた。

⑦ 映像教材「特許権等侵害訴訟 第一審手続の流れ」

平成14年11月23日、東映東京撮影所に法廷を再現したスタジオで一気に撮影された力作である⁽²⁰⁾。能力担保研修の受講者にも印象深いものであったようである⁽²¹⁾。

2.4 講師の選定

講師となる弁護士については、東京弁護士会などの推薦⁽²²⁾に基づいて日本弁護士連合会会長から日本弁理士会会長に推薦がされた。このようにして推薦がされた弁護士については、日本弁理士会会長から委嘱がされた。

弁護士の講師の数は90人。当時の講師の名簿⁽²³⁾を眺めていると、あの先生もこの先生もという感じで、知的財産関係訴訟に関与する弁護士を総動員した感を受ける。

2.5 第1回の開講式

司法制度改革審議会の意見書から2年。平成15年5月9日、東京のイイノホールにおいて第1回の能力担保研修の開講式が行われた⁽²⁴⁾。

それまでの日本弁理士会、同研修所及び会員の期待及び熱意は相当なものであったと想像される。東京会場、名古屋会場、大阪会場、中国・四国会場の総計850人の受講者の枠に1432人の受講希望があったという⁽²⁵⁾。平成13年12月31日時点の弁理士登録の人数が4776人であること⁽²⁶⁾を思うと、約3割の弁理士が受講を希望したことになる。

筆者は、平成16年の第2回の能力担保研修から商標権侵害訴訟の講義の講師として関与したので、残念ながら第1回の熱気を感じる機会を失した。しかし、当職が講師として初めて関与した第2回の能力担保研修においても、受講者は815人⁽²⁷⁾。東京会場では一クラス約60人の受講者がおり、弁理士会館の会議室一杯の受講者で熱気にあふれていた。

3. 能力担保研修の展開—その後の推移と改善の努力と問題点と

3. 1 受講者

(1) 能力担保研修の開講の頃

平成16年の第2回の能力担保研修の頃は、経験が豊富で能力も高い受講者も少なからずおり、当職が講師をした商標権侵害訴訟の答弁書の起案60通のうち4、5通は弁護士による起案とそんな色のない出来栄であり、感心したものである。

ただ、全体として、いわゆる法的三段論法、すなわち、大前提である法規範に小前提である事実を当てはめて法律効果の発生を論ずるという思考過程になじめていない起案が大半であるように思われた。このような思考過程は、弁理士の日々の業務としても、特許請求の範囲の記載を明細書の記載をも踏まえて解釈しながら、自社製品あるいは他社製品の構成を当てはめて、その範囲に含まれるかどうかを判断する思考過程と、基本的には同じはずである。それにもかかわらず、なじめていない起案が少なからずあることは、少し不思議なことに思われた。

また、原告と被告とが訴訟において、それぞれの立場でそれなりの理由を付けて主張、立証をするという訴訟における立論の仕方についても、なかなか理解されていないものと思われる起案も少なからず見られた。このような立論についても、特許出願の審査において拒絶理由通知がされたとき、これに対応するための意見書の作成時に出願人の立場において、審査官を納得させることができるような理由を立論することと、基本的には同じはずである。それにもかかわらず、理解が及んでいない起案が少なからずあることもまた、少し不思議なことに思われた。

さらに、例えば、日頃の業務がもっぱら特許関係であるためなのか、商標法の知識に不安がある雰囲気の出願も少なからず見られた。まして、不正競争防止法は平成12年の現行の弁理士法⁽²⁸⁾の制定に伴い平成14年の弁理士試験から短答試験において出題されることとされたものであり（弁理士法10条1項3号、同施行規則2条2号）、平成13年の弁理士試験までは出題されていない。そのため、不正競争防止法について不安がある受講者も少なくないものと推測された。

このように能力担保研修の開始の頃は、受講者の知識、経験及び理解に大きなばらつきあるとの印象があった。

(2) 受講者の変化

筆者は、講師として、商標権侵害訴訟の講義を3年、意匠権侵害訴訟の講義を3年、不正競争防止法関係訴訟の講義を4年、法曹倫理の講義を5年、同じ年に複数の講義を担当したことを含めると、延べ15年分を経験した。

その間、実務経験も長く、知識もあり、能力も高い弁理士は早々に能力担保研修を受講し、付記試験に合格し、付記弁理士としての付記を受けたものと推測される。そのためか、次第に受講者の大半を弁理士試験に合格して間もない弁理士が占めるようになった⁽²⁹⁾。それに伴い、受講者の年齢も30歳代、40歳代が中心となり、相対的に若年化した⁽³⁰⁾。

相対的な若年化の結果として受講者の能力及び経験もそれほど差がなくなったように感じられ始めた。そして、弁理士試験の試験対策の経験が生かされるためか、目を覆いたくなるような起案は、時間切れと思われるようなものを除けば、余り見られなくなった。

他方、単独代理もできそうだと思うような読み応えのある起案はほぼ姿を消した。それでも、能力担保研修が共同代理人としての能力を担保するものであることを踏まえれば、何とか許容の範囲かというようなところであろうか。

もっとも、大半の受講者は、付記試験を受けるまでには、能力担保研修のみでも複数回の起案を重ね、更に試験対策自主ゼミや模擬試験受験などの自助努力もすることにより、法的三段論法についても理解が進み、訴訟における一方当事者の立場における立論の仕方についても次第に要領を得るようにはなっているように思われる⁽³¹⁾。

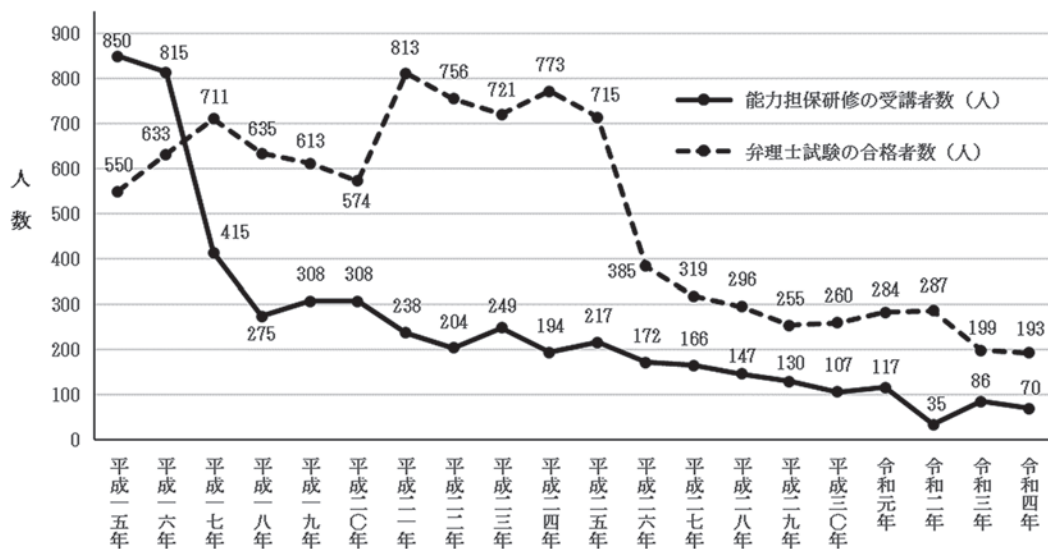
(3) 受講者の減少

第1回の能力担保研修の受講者数は850人⁽³²⁾、第2回の能力担保研修の受講者数は815人⁽³³⁾であり、初期の2回の受講者の数だけでも合計1665人である。平成15年12月31日の弁理士の登録数である5548人⁽³⁴⁾から見れば、

弁理士の約3割の者が能力担保研修を受講したことになる。その結果、弁理士の中で付記弁理士となることを希望する者の大半が受講を終える中、受講者数は必然的に減少した。

それのみならず、受講者の大半を弁理士試験に合格した後、新規登録して間もない弁理士が占めるようになったことも、能力担保研修の受講者数の減少の遠因となった。

すなわち、弁理士試験の合格者は、平成21年の813人をピークとして、平成15年から25年までは500人から800人の間で推移した後、次第に減少し、令和3年、4年は、それぞれ199人、193人と200人を切っている⁽³⁵⁾。他方、能力担保研修の受講者も次第に減少し、感染症もやや落ち着いた令和3年、令和4年においても、それぞれ86人、70人と100人を切っている⁽³⁶⁾。弁理士試験の合格者の減少により新規登録の弁理士の数もおのずから減少し、それに伴い能力担保研修の受講者数も減少したものと思われる。ちなみに、平成15年から令和4年までの受講者数の累計は5103人（修了者数の累計は5065人）であるが、これまでの能力担保研修の受講者数の推移を各年の弁理士試験の合格者数と対比したものが、次の「グラフ1」である⁽³⁷⁾。この「グラフ1」からも、能力担保研修の受講者数と各年の弁理士試験の合格者数との間には、ある程度の相関があることが推定される。



グラフ1 能力担保研修の受講者数の推移(平成15年から令和4年まで)
(弁理士試験の合格者数との対比)

このような受講者数の減少により、受講者の受講料に依存している能力担保研修の運営も厳しくなりつつある。

なお、受講者の減少に対応して、例えば、能力担保研修を隔年ごとに開催することも考えられる。ただ、そのためには付記試験も隔年ごとに開催する必要が生じよう。しかし、付記試験を隔年ごとに開催することについては、弁理士法の改正が必要であり、なかなか容易ではない。また、国家試験で隔年ごとに開催する例をほとんど見受けない点も、そのような改正の障害となろう。

3. 2 テキスト及び映像教材

(1) テキスト

能力担保研修の教材は、平成15年の第1回の能力担保研修の開講に向けて、多数の知的財産分野の専門性の高い弁護士の参加を得て作成された。しかし、平成16年以来、度重なる法改正にもかかわらず、なかなかテキストの本文の改訂がされなかった。そこで、筆者は、日本弁理士会研修所及び有志の弁護士の協力を得ながら、平成22年の第8回の能力担保研修のテキスト1「特許権等侵害訴訟手続の解説」、テキスト3「特許権等侵害訴訟の実務」及びテキスト4「請求の趣旨と要件事実」について、それまでの法改正を本文にも反映した。このような努力はその後も続けられた。

そのような努力はしたものの、平成15年の第1回の能力担保研修のために特許庁の委託事業において作成されたテキストは、特許権侵害訴訟に内容が片寄り、意匠権侵害訴訟、商標権侵害訴訟及び不正競争防止法関係訴訟に関する内容が必ずしも十分ではないように思われた。訴状や答弁書の見本も十分ではなく、受講者もどのように起

案をすればよいのかについて十分な理解を得難い面があった。

また、これらのテキストは、司法研修所の厚意に依存しており、最高裁判所司法研修所の編著になる資料を多数引用している。しかし、その後の知的財産関係訴訟について紹介した資料は、司法研修所の資料としては必ずしもなく、引用形式でテキストを維持することには限界も感じられた。

このような従来のテキストの難点を克服すべく、平成20年には、日本弁理士会『知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック』が経済産業調査会から刊行され、副教材とされた⁽³⁸⁾。

しかし、同ハンドブックは、副教材であり、従来のテキストと内容が重複していた。そのみならず、従来のテキストの記載自体を引き継いだ点が少なからず見られた。そのため、司法研修所の資料の引用箇所の明示もないまま、意図せずして司法研修所の資料とほぼ同じ内容の記載となった箇所もあり、著作権との関係においても整理が必要であるように思われた。

そこで、平成28年の第14回能力担保研修に向けて、従来のテキスト3から6までを統合する形式で、有志の中堅の弁護士ほかの御協力を得て⁽³⁹⁾、現在のテキスト3「特定侵害訴訟の実務 上巻（総論・特許）」及びテキスト4「特定侵害訴訟の実務 下巻（意匠・商標・不正競争・法曹倫理）」が作成された。

この改訂においては、司法研修所の資料と十分に対照した上で、その資料に依拠しない内容に完全に書き改められ、かつ、意匠権侵害訴訟、商標権侵害訴訟及び不正競争防止法関係訴訟についても自己完結した詳細な内容が盛り込まれた。

このようにして新テキスト3及び4が作成され、その後も重要な法改正の度に改訂が加えられている。

なお、テキスト1「特許権等侵害訴訟手続の解説」は、司法研修所の資料を多数引用しているが、民事訴訟に関する基本的な内容であることから、必要最小限の改訂にとどめられている。また、テキスト2「特許権等侵害訴訟手続の解説〔別冊記録〕」は映像教材と一体であることから、映像教材の改訂までは、その改訂は見送られることとされた。

（2）映像教材

映像教材は、出演者の迫真の演技もあり、よく出来た完成度の高いものである。しかし、平成14年に作製されたものであり、やや時代に合わなくなった感がある。そこで、映像教材について、現在、近時の民事訴訟実務の大きな変化を踏まえながら、新たに作製されることが検討されている。

より具体的には、①ウェブ会議の方式による弁論準備手続の場面、②オンラインを通じた準備書面及び書証の提出の場面、③専門委員及び裁判所調査官の立会いの下における技術説明会の場面などが盛り込まれる予定である。

3. 3 講師の選定

（1）能力担保研修の講師と付記試験の試験委員との分離

能力担保研修が開始された頃は、能力担保研修の講師が付記試験の試験委員を務めることが通常であった。知的財産専門の弁護士を講師として総動員した状態においてはやむを得ない措置といえよう。

しかし、試験の公平性という観点から見れば、試験委員でもある講師の講義を受ける者と試験委員ではない講師の講義を受ける者との間に不公平感が生じることも自然なことである。

筆者は、日弁連知財センターの委員として、10年程前から、能力担保研修の講師として推薦するにふさわしい弁護士に打診したりする機会があった。その折には、極力、能力担保研修の講師と付記試験の試験委員とが重ならないように留意した。このような配慮は、東京の弁護士の方のみならず、大阪や名古屋の弁護士の方にも御理解をいただいた。その結果、現在では能力担保研修の講師と付記試験の試験委員との分離が実現している。また、日本弁護士連合会の弁護士推薦委員会の意向もあり、能力担保研修の講師は3年連続を基本的な上限とし、より多くの弁護士に講師を担当してもらうようにもした。

(2) クラス数の減少に伴う講師の数の減少

能力担保研修が開講した当時は、各科目の講師間会議に十数名の講師が参加していた。そして、多数の講師が、その知識及び経験を持ち寄り、活発な議論をしながら、検討を重ねて、質の高い研修を提供してきた⁽⁴⁰⁾。

しかし、近時、受講者数が減少しており、それに伴い、クラスの数も減少し、必要な講師の数も減少している。そのため、例えば、令和5年の能力担保研修においては、講師の数も意匠権侵害訴訟、商標権侵害訴訟及び不正競争関係訴訟の講義においては、講師の数も4名ずつとなっている。4名というのは、講師間会議の成立もぎりぎりの状況である。また、各講師の起案用の問題作成の負担も増加し、本業多忙な各講師の余裕が失われ、十分な準備に支障が生じている状況になりつつある。

各科目の講師の数を維持することは、研修の質の高さや、その内容の客観性を確保するためには必須といえる。そこで、筆者においても、いろいろな機会において、受講者数が減少し、一クラス当たりの受講者数が少なくなるとしても、一定のクラス数を維持することを要望しているところである。

3. 4 再受講の制度

能力担保研修を終了した年度に直ちに付記試験を受験する受講者の合格率は、多少のばらつきはあるが、受験者全体の合格率よりも10パーセントほど高くなる傾向がある。このような傾向の背景としては、付記試験には受験回数の制限がないことが遠因としてある。すなわち、いったん不合格になった者がその後も受験しては不合格を繰り返すことが少なからず見られる。このような不合格者が累積した結果として、受験者全体の合格率を低下させている。

確かに、不合格者の中には、再受験に当たり、今度こそその思いで入念な準備をし、見事、初志を貫徹する者も見受けられる。しかし、他方において、漠然と受験と不合格を繰り返す者も少なくないように思われた。

このような状況を踏まえて、能力担保研修の既受講者による付記試験の受験の回数を制限することとし、改めて受験をするためには、再度、能力担保研修を受講すべきではないかとの意見も聞かれた。筆者において、そのような意見の是非について関係者に尋ねてみたこともある。

しかし、そのような制度を導入するためには、弁理士法の改正が必要であり、なかなか容易なことではない。

そこで、日本弁理士会研修所としては、平成27年の第13回の能力担保研修から、一度、能力担保研修を受講したことがある者にも、改めて能力担保研修を再受講する制度を設けて、志のある既受講者にも門戸を開くこととしている。再受講による効果は十分に検証済みと思われ、平成27年の再受講の制度の導入から8年が経過した令和5年の第21回の能力担保研修に至るまで再受講の制度が維持されている。

3. 5 感染症の影響ーウェブによる講義の導入

感染症の影響により、令和3年の第19回及び令和4年の第20回の能力担保研修は、全面的にウェブによる講義の方式で実施された。

一般にウェブによる講義は配信のためのシステムが余分に必要であることから、能力担保研修を実施する際の費用を増すおそれもある。しかし、費用面にもまして、ウェブによる講義には、様々な問題点も見られた。

特に令和3年の能力担保研修においては、講師も受講者も不慣れなためか、能力担保研修の効果が必ずしも十分には上がらず、かつ、対面でないために受講者相互の連絡がうまく行かず、自主ゼミなども活発化しないという問題が生じていたように感じられた。その結果であろうか、令和3年の能力担保研修の修了者における付記試験の合格率は56.3パーセント（全体の合格率は47.8パーセント）と、大幅な減少を招いた⁽⁴¹⁾。

しかし、令和4年の能力担保研修においては、講師にも受講者にもウェブによる講義の問題点について注意を喚起し、日本弁理士会研修所においても自主ゼミの開催に対する配慮をした。その結果、令和4年の能力担保研修の修了者における合格率は73.7パーセント（全体の合格率は59.1パーセント）と、全体の合格率との比較においても大きく回復している⁽⁴²⁾。

このような試行錯誤は見られたが、ウェブによる講義の方式に関係者が習熟したことによる好影響も見られてい

る。従来でも、東京クラス又は大阪クラスの講義をテレビ会議システムを備えた日本弁理士会の支部とつなぐという方式の講義を何回か実施したことがある。例えば、平成30年の第16回能力担保研修においては、福岡市の会場（日本弁理士会九州支部）に受講者が集まり、大阪クラスの講義をテレビ会議システムでつないで実施した。ただ、この方式であると、テレビ会議システムのある特定の地域に所在する弁理士に受講者が限られてしまう。

そこで、令和5年の第21回能力担保研修の名古屋会場において、会場で受講する者とウェブで受講する者とを組み合わせた、いわゆるハイブリッドの形式で講義が初めて実施された。その結果、ウェブによる受講者は、その所在地を問わず、全国各地から能力担保研修を受講することができている。

ただし、研修の効果として、会場の受講者とウェブの受講者との間に何らかの差が生ずるかという検証はこれからのことである。

4. 補論：付記弁理士の制度の評価－補佐人や法曹資格との距離感

能力担保研修を受講すること自体にも意義はある。しかし、その最終目標は付記試験にも合格して付記弁理士としての立場で業務を遂行して行くことであろう。そこで、付記弁理士になることの意義を補佐人及び法曹資格との関係で考察する。

4. 1 補佐人との距離感

弁理士は、弁理士法5条1項の規定に基づき、付記弁理士の制度の導入よりも前から特許権侵害訴訟などに補佐人として弁護士とともに出頭することができる。経験的にも弁理士が補佐人として特許権侵害訴訟などに関与することは少なくない。

付記弁理士においても、弁護士との共同代理を原則としており（弁理士法6条の2第1項）、原則として、弁護士とともに出頭しなければならない（同法2項）。そのため、補佐人と実態としては異ならず、付記弁理士となる意義に乏しいとする厳しい見方も平成16年の第2回能力担保研修が修了した頃に既にされていた⁽⁴³⁾。その後も同様の見方もされていなくもない⁽⁴⁴⁾。

しかし、このような見方は、表面的な見方であるように思う。例えば、特許権侵害訴訟などにおける準備書面の作成のための打合せにおいて、付記弁理士とは会話が通じやすいと感ずる場面が少なからずある⁽⁴⁵⁾。付記弁理士は外見的には補佐人がすることができることと大差のないことをしているように見えても、実質的には、その侵害訴訟に対する関与の意味合いは大きく異なると思われる。まさに、「法律家と弁理士さんの対話ができる環境が少なくとも付記弁理士制度で、その基礎が築かれた」⁽⁴⁶⁾というべきであろう。

4. 2 法曹資格との距離感

能力担保研修を導入する平成14年弁理士法改正が審議された当時は、司法改革審議会の報告における共同代理から更に進んで、単独代理も検討すべき旨が議論された。それは、平成14年弁理士法改正法案を審議した平成14年4月10日の衆議院経済産業委員会の附帯決議⁽⁴⁷⁾第3項において、

「弁理士の知的財産関連訴訟への関与のあり方については、特定侵害訴訟における弁理士の単独出廷について、弁護士との共同出廷の原則を踏まえつつ、その柔軟な運用に配慮がなされることを期待するとともに、利用者のニーズを十分に踏まえ、将来的に弁理士の専門的知見の訴訟審理へのよりの確な反映がなされるよう、弁理士の単独受任と弁護士法との関係等を含めて、広範な論議を進めること。」

とあることから、うかがわれる⁽⁴⁸⁾。

すなわち、付記弁理士は、単独で特定侵害訴訟の期日に出頭することができるが、裁判所が相当と認めることが必要であり（弁理士法5条の2第3項）、それは例外的である。そこで、当該附帯決議は単独でも出廷することについて、裁判所の運用における柔軟な扱いを期待するとする。そのみならず、立法論にはなるが、特定侵害訴訟の弁理士による単独受任についての広範な論議を進めることを提案している。

平成14年弁理士法改正における附帯決議を踏まえつつ、日本弁護士連合会は、例えば、平成16年の意見書にお

いて、「能力担保研修の水準は、弁護士との共同受任を前提とした能力担保として制度設計されているものであり、単独受任の能力まで担保しているものではない」とし、かつ、「法科大学院におけるこの分野での教育の充実及び前記した当連合会での研修状況の実績を見ても、将来において知的財産に強い弁護士が不足するという事実は予測できない」とし、「これまで数度にわたり指摘しているように、特定侵害訴訟における弁理士による単独受任には反対である」とする⁽⁴⁹⁾。

このように能力担保研修の導入のための平成 14 年弁理士法改正において、特定侵害訴訟の弁理士による単独代理について問題提起がされ、多少の議論もされた。しかし、筆者においては、それから約 20 年を経る中、弁理士の単独代理の議論が活発化したとの印象は受けない。

それは、恐らく、単独代理が認められるために必要な能力とは、結局、法曹としての能力にほかならないからであろう。すなわち、個々の弁理士においても、単独代理を望むのであれば、現状においても、司法試験に合格し、司法修習の後、その終了のための考試に合格して法曹資格を得るという道は開かれている。そして、苦節十年も珍しくなかった旧司法試験当時に比べれば、現在の司法試験の門戸はより広く開かれている。したがって、時間的かつ経済的な余裕さえあれば、法曹資格を得ることは極めて困難なことではない。筆者の周囲を見回しても、弁理士資格を有する者で、現在の司法試験制度の導入後に法曹資格を得て、弁護士登録をした者も少なからず存在する。

もっとも、弁理士の多くは、弁理士本来の業務に日々従事している。したがって、司法試験の受験勉強をしたり、弁理士資格を一時返上して司法修習を受けるような余裕は、現実にはなかなかないはずである。

そうすると、法曹資格を取得するための時間的かつ経済的負担を思えば、能力担保研修は、それなりの受講時間を必要とし、付記試験の受験準備のための時間も必要となり、受講者にはそれなりに負担にはなることは間違いないとしても、弁理士としての本業を有し多忙な者においても、訴訟に対応する能力を身に付けるためのよい機会ではなかろうか。このような目的のためには、能力担保研修は、適度な負担であり、有用かつ便宜な制度というべきであろう。

なお、特定侵害訴訟に限定して弁理士に単独代理を認める制度も、制度としては考えられなくはない。しかし、そのためには、弁理士法の改正が必須となる。その前提として、法務省、裁判所及び日本弁護士連合会との調整も必要になろう。このような調整自体なかなか容易なことではない。そのような調整が仮に実現したとしても、現在、付記弁理士となるために求められている以上の能力担保措置が求められそうである。更にもその効果を検証するための新たな国家試験が必要となろう。それだけの負担を課してまでも、特定侵害訴訟について単独代理を求めるべき実務上の需要があるのかどうか、そのような制度を導入するための前提となるといえよう。

5. 能力担保研修の展望—特許係争の減少の中で

この 20 年余りの間、能力担保研修を取り巻く状況は大きく変化した。そのような変化の指標として、特許出願件数、特許異議申立て件数、特許無効審判請求件数、特許関係民事通常訴訟事件の件数及び特許関係行政訴訟事件の件数について、能力担保研修が開始した平成 15 年とそれから約 18 年後の令和 3 年とを対比してみた。

5. 1 特許出願件数

特許出願の件数は、41 万 3092 件（平成 15 年）⁽⁵⁰⁾ から約 30 パーセント減少し、令和 3 年には、28 万 9200 件となった⁽⁵¹⁾。

特許出願の減少は、我が国における物づくりが低調で、日本特許の経済的価値が減少していることを反映しているであろう。このような傾向において、特許出願から副次的に派生する特許係争もおのずから減少するであろう。能力担保研修で身に付けた知識を生かす基盤自体が縮小しているといえる。

5. 2 特許異議申立ての件数

特許異議申立ては、平成 15 年の時点において 4765 件が見られた⁽⁵²⁾。それにもかかわらず、特許異議申立ての制度は平成 16 年にいったん廃止された後、平成 27 年に復活された。

しかし、平成 27 年の復活後も、申立ての件数は年間約 1000 件から 1200 件程度で横ばいに推移し、令和 3 年は 1260 件であり⁽⁵³⁾、平成 15 年当時の 4 分の 1 強にとどまる。

能力担保研修において身に付けた訴訟における当事者としての主張の要領は、異議申立人と特許権者との間の攻防においても行かされるはずである。しかし、残念ながらその機会は、平成 15 年当時の域を回復することなく、伸び悩んでいる。

5. 3 特許無効審判請求の件数

無効審判請求について、平成 15 年の時点においても、その請求人適格は解釈上「利害関係人」に限られるとされていた⁽⁵⁴⁾。それでも、254 件の請求がされていた⁽⁵⁵⁾。

ところが、令和 3 年の時点において、同じく無効審判請求の請求人適格は「利害関係人」に限られるとされているが（特許法 123 条 2 項）、無効審判請求の件数は 106 件にとどまる⁽⁵⁶⁾。これは、平成 15 年から見て半減以下である。

このように無効審判請求の件数が減少した背景としては無効審判を請求しても無効審決がされる割合が低下していることが挙げられよう。すなわち、平成 15 年は 254 件中 128 件（約 50 パーセント）について（全部又は一部）無効審決がされていたが⁽⁵⁷⁾、令和 3 年は 106 件中 17 件（約 16 パーセント）にとどまる⁽⁵⁸⁾。これでは、無効審判を請求しても意味がないばかりか、かえって侵害訴訟における主張の障害になりかねないとの意識が知財関係者に拡散しても不思議ではない。

いわゆる当事者系審判である無効審判において、請求人と被請求人（特許権者）との主張がいわば「がっぷり四つ」となり、それぞれの主張の対立が先鋭化する。また、その背景として特許権侵害訴訟が提起されていることも多く、まさに能力担保研修における知識が活用される場である。ところが、その場も狭まりつつあるのは、とても残念なことである。

5. 4 特許関係民事訴訟事件の件数

能力担保研修が一番に想定している実務的な現場は特許権侵害訴訟である。講義の時間数も特許権侵害訴訟に関するもの（A 講義及び B 講義）が講義時間 45 時間中の 24 時間と過半数を占める。

ところが、平成 15 年には地方裁判所を第一審とする特許関係民事訴訟事件（ただし、職務発明訴訟などを含む。）の新受件数としては 189 件が見られたが⁽⁵⁹⁾、令和 3 年には 118 件⁽⁶⁰⁾であり、横ばいか減少気味である。

司法制度改革審議会は、「今後の社会・経済の進展に伴い、法曹に対する需要は、量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化していくことが予想される。」と想定していた⁽⁶¹⁾。しかし、そのような予想は、特許権侵害訴訟については完全に外れている。

ここで、付記弁理士の数は、令和 3 年 12 月 31 日現在で 3429 人である（日本弁理士会作成の同月分の「会員異動状況」による。）。そうすると、仮に特許権侵害訴訟 1 件当たり、原告及び被告の訴訟代理人として双方 2 人ずつ、計 4 人の付記弁理士が関与したとしても、確率的には、約 7 年に 1 回程度、訴訟代理人として関与する機会があるにすぎない⁽⁶²⁾。これでは付記試験に合格し弁理士登録の付記を受けても、訴訟において活用する機会は広がりようがない。

5. 5 特許関係行政訴訟事件の件数

弁理士であれば高等裁判所を第一審とする特許権関係行政事件（審決取消訴訟及び特許取消決定取消訴訟）については単独で訴訟代理をすることができる（弁理士法 6 条）。

しかし、高等裁判所を第一審とする特許権関係行政事件の新受件数は平成 15 年が 413 件⁽⁶³⁾、令和 3 年が 98 件であり⁽⁶⁴⁾、僅か 4 分の 1 に減少している。

平成 23 年の特許法改正⁽⁶⁵⁾により、いわゆるキャッチボール現象が解消され、1 件の無効審判請求に複数の審決取消訴訟の事件番号が付されることは少なくなった。しかし、そのようなことを踏まえても、これは激減といって

よい。これでは、能力担保研修において身に付けた知識を生かす副次的効果が期待される場面さえも限られてしまう。

5. 6 小括—自己啓発の重要性は変わらない

以上の統計上の数値を表にまとめたものは、次の「表1 平成15年と令和3年との特許関係手続の件数の比較」のとおりである。

表1 平成15年と令和3年との特許関係手続の件数の比較

特許関係手続	平成15年	令和3年	増減率
特許出願	41万3092件	28万9200件	△30%
特許異議申立て	4765件	1260件	△74%
特許無効審判請求	254件	106件	△58%
特許関係民事訴訟事件	189件	118件	△38%
特許関係行政訴訟事件	413件	98件	△76%
参 考			
弁理士登録者数 ^(※1)	5548人	11696人	＋111%
付記弁理士数 ^(※2)	0人	3429人	－

(※1) 各年12月31日現在の人数を示す。特許庁『特許行政年次報告書 2022年版』257頁「付録3 その他統計・資料」、「3 弁理士登録状況」、「(1) 弁理士登録及び登録抹消人数累計表」による。

(※2) 令和3年の人数は同年12月31日現在の人数を示す（日本弁理士会作成の同月分の「会員異動状況」による。）。

このように、少なくとも統計上は、この20年ほどの間に、特許出願、特許異議申立て、無効審判請求、特許関係民事訴訟事件及び特許関係行政訴訟事件は、いずれも減少が顕著である。したがって、付記弁理士を取り巻く状況は、決して楽観的なものではない。

もっとも、統計に現れる数値のみで、付記弁理士が活躍する舞台の広狭を速断し、悲観的になることは早計というべきであろう。

実際、特許係争自体は、統計には現れない訴訟外のものも少なくない。ある程度の規模があり、知的財産部が置かれているような企業間においては、訴訟までには至らない特許をめぐる交渉も活発になされている。例えば、他社の実施行為が自社の特許発明の技術的範囲に属していると考えるときは、そのような示唆をする書簡を送り、他社との間で交渉がされることは少なくない。他方、自社の実施行為が他社の特許発明の技術的範囲に属しているかどうかは気になることである。他社との交渉までには至らないとしても、その属否のみならず、特許の有効性についても常に検討がされている。各企業において、これらの問題が生じたときに、最初に相談する先は、やはり社内又は社外の弁理士であろう⁽⁶⁶⁾。そのような相談を弁理士が受けたときに、付記弁理士として身に付けた能力が役立つことは疑いがない⁽⁶⁷⁾。

また、特許係争が訴訟の内外において特許権者にとり有利に解決するかどうかは、弁理士、弁護士の手腕もさりながら、それぞれの企業が、権利行使に耐えられるだけの多数のよりよい明細書を作成して出願をするかにかかっている。そのためにも、付記弁理士として身に付けた能力が役立つはずである⁽⁶⁸⁾。

したがって、個々の弁理士が自己啓発を怠ってよいというものではない。もし機会が限られているのであれば、一層、その限られた機会を確実に生かすべく、日々の業務に埋没することなく、能力担保研修を通じて、訴訟対応能力、更には紛争対応能力を高め、日々の相談においても、日々の出願業務においても、依頼者の信頼を向上させていくべきであろう。

6. 総括—能力担保研修を受講されることの勧め

能力担保研修は、弁理士全体に法律に対する理解をよく浸透させ、弁理士と弁護士との相互理解に資するとともに

に、拡大して行く弁理士の業務に的確に対応するためにも有用である。このような能力は、補佐人の経験のみでは得難いものである。また、補佐人の機会も少ない弁理士には、そのような能力を身に付けるための願ってもない機会でもある。

もちろん、その能力は法曹としての能力そのものではない。法曹としての能力を備え、特定侵害訴訟の単独代理をも業務としたい弁理士は、現状においては、司法試験及び司法修習の道を選択するしかないことも事実である。しかし、多くの弁理士は弁理士本来の日々の業務に多忙であり、そのような選択はなかなか難しい。ただ、弁理士の業務も多様化する中、民法及び民事訴訟法の知識はある方が望ましく、かつ、訴訟を想定した思考を身に付けることも有益である。そのためにも、時間的かつ経済的にある程度の負担にはなるとしても、能力担保研修を受講し、付記試験に挑戦することは、新たな境地を開くという意味において意義のあることであろう。

そればかりではない。能力担保研修の45時間、更には付記試験を目指して自主ゼミなどの時間をともに過ごした仲間は、能力担保研修がなければ知り合う機会がなかった得難い知人、友人である。日常の業務からは一步離れて、これらの知人、友人から新たな知識や経験に触れる重要な機会でもある。

本稿を最後までお読みいただいた方で、まだ能力担保研修を受講されていない弁理士の方がおられれば、是非、一度、能力担保研修の扉をたたいていただきたい。

(注)

- (1) 正式には、「特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるもの」(弁理士法15条の2第1項)をいう。しかし、「能力担保研修」という略称が定着している。そこで、本稿においても当該略称を用いる。
- (2) 当初は「特定侵害訴訟代理業務のための効果確認試験」とも称されていた。しかし、能力担保研修を受講すれば、大体、合格するような誤解を与えるためか、平成16年頃からは、日本弁理士会研修所自身が「付記試験」という略称を用いている(日本弁理士会研修所「特定侵害訴訟代理業務試験に関するQ&A」パテント57巻3号(平成16年)2頁)。そこで、本稿においても当該略称を用いる。
- (3) 正確には「弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士」というべきであろう。しかし、最初の特定侵害業務代理試験の合格者が生まれた頃から「付記弁理士」という略称が用いられている(五十嵐和壽「いわゆる付記弁理士の誕生」パテント57巻2号(平成16年)24頁)。そこで、本稿においても当該略称を用いる。
- (4) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)。
- (5) 森崎博之「付記弁理士と企業訴訟：弁護士の見地から」知財管理55巻3号(平成17年)351頁(355頁)は、「能力担保研修の成果が生かされれば、審決取消訴訟もより効率的に行われることになるであろう。」と予測していた。
- (6) 同様の指摘をするものとして、小松陽一郎「付記登録と広義の知財紛争スキルを活かす場」パテント65巻12号(平成24年)47頁がある。
- (7) 大場弘行「企業における付記弁理士～その役割、メリット、付記登録の重要性～」パテント65巻12号(平成24年)60頁(62頁及び63頁)。
- (8) 平成12年6月13日に開催された第22回司法制度改革審議会における裁判所提出資料「『国民がより利用しやすい司法の実現』及び『国民の期待に応える民事司法の在り方』に関する裁判所の意見」9頁以下には、審理が長期化していることについて、裁判所自身が懸念を有していることが示されている。
- (9) 平成12年7月7日に開催された第24回司法制度改革審議会における日本弁理士会提出資料における指摘である。当該資料においては、既に能力担保措置とその効果を確認するための試験制度の考え方が提案されている。
- (10) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度」(平成13年6月12日)63頁以下「Ⅲ、第2、2.法科大学院」。
- (11) 司法制度改革審議会・前掲注(10)102頁以下「Ⅳ、第1、1.刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」。
- (12) 司法制度改革審議会・前掲注(10)19頁以下「Ⅱ、第1、3.知的財産権関係事件への総合的な対応強化」に記載の一文。なお、同書86頁以下「Ⅲ、第3、7.隣接法律専門職種の活用等」にも同旨の記載がある。
- (13) 例えば、日本弁理士会研修所編「能力担保研修に関する歴史と将来を展望する座談会」パテント65巻12号(平成24年)14頁(17頁以下)〔平成11年当時の弁理士会会長幸田全弘発言〕には、平成11年4月13日、当時の日本弁理士会会長幸田氏が衆議院法務委員会に参考人として呼ばれたことなどが紹介されている。幸田氏は、例えば、議員の質問を受けて、「技術的な判断と法律的な判断のできる専門家が訴訟に関与できる」ことが望ましい旨を力説されている(第145回国会衆議院法務委員会会議録第7号(平成11年4月13日)11頁)。

- (14) 例えば、日本弁理士会研修所編・前掲注(13) パテント 65 巻 12 号(平成 24 年) 14 頁(19 頁)〔平成 11 年当時の弁理士会会長 幸田全弘発言〕。
- (15) 弁理士法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 25 号)。
- (16) 川久保新一「能力担保研修の準備状況および今後の予定」パテント 56 巻 2 号(平成 15 年) 33 頁(34 頁以下)にその概要が示されている。
- (17) 日本弁理士会研修所編・前掲注(13) パテント 65 巻 12 号(平成 24 年) 14 頁(22 頁以下)〔牧野利秋発言〕。
- (18) 石渡英房「平成 16 年度特定侵害訴訟代理に関する能力担保研修について」パテント 58 巻 3 号(平成 17 年) 62 頁に「講義コマを減らして、演習コマを増やし」た旨が記載されている。
- (19) 日本弁理士会研修所編・前掲注(13) パテント 65 巻 12 号(平成 24 年) 14 頁(24 頁)〔小松陽一郎発言〕。
- (20) 現在の映像教材の作製の苦労話は、日本弁理士会研修所編・前掲注(13) パテント 65 巻 12 号(平成 24 年) 14 頁(23 頁)〔牧野利秋及び小松陽一郎発言〕のほか、毛利峰子「牧野利秋先生と能力担保研修の準備を一緒に」中山信弘ほか 2 名編『知的財産権 法理と提言 牧野利秋先生傘寿記念論文集』(青林書院、平成 24 年) 1169 頁(1177 頁から 1179 頁まで)に詳しい。
- (21) 森寿夫「特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修を受講して」パテント 57 巻 3 号(平成 16 年) 36 頁(37 頁及び 38 頁)には、「スタジオで撮影されたというその出来映えは素晴らしく、訴訟の一通りの流れをビジュアルに理解するには好適な教材でした。」との評価が示されている。
- (22) 川久保・前掲注(16) パテント 56 巻 2 号(平成 15 年) 33 頁(36 頁及び 37 頁)。
- (23) 川久保・前掲注(16) パテント 56 巻 2 号(平成 15 年) 33 頁(40 頁)「表 12 グループ別講師表」。
- (24) 日本弁理士会研修所「能力担保研修いよいよ開講」パテント 56 巻 5 号(平成 15 年) 奥付。
- (25) 日本弁理士会研修所・前掲注(24) パテント 56 巻 5 号(平成 15 年) 奥付。
- (26) 特許庁『特許行政年次報告書 2007 年版(統計・資料編)』(平成 19 年 7 月 20 日) 172 頁「第 6 章 その他の統計・資料」、「(3) 弁理士登録状況」、「①弁理士登録及び登録抹消人数累計表」。
- (27) 石渡・前掲注(18) パテント 58 巻 3 号(平成 17 年) 62 頁。
- (28) 弁理士法(平成 12 年法律第 49 号)
- (29) 公開されている統計的な数値こそ見受けないが、筆者が能力担保研修の講師をしたクラスの受講者の弁理士登録番号を見ると、大半が新規登録から間もない者であることを認識することができた。
- (30) 公開されている統計的な数値を見受けないので、飽くまで各講義の会場の受講者を見た筆者の印象論である。
- (31) 特許庁のウェブサイト中の「おしらせ」、「特定侵害訴訟代理業務試験」、「過去の試験結果」中の各年度の「特定侵害訴訟代理業務試験問題及び論点等の公表」中の「採点実感」の記載に基づく印象である。
- (32) 日本弁理士会研修所・前掲注(24) パテント 56 巻 5 号(平成 15 年) 奥付。
- (33) 石渡・前掲注(18) パテント 58 巻 3 号(平成 17 年) 62 頁。
- (34) 特許庁・前掲注(26) 172 頁「第 6 章 その他の統計・資料」、「(3) 弁理士登録状況」、「①弁理士登録及び登録抹消人数累計表」。
- (35) 特許庁『特許行政年次報告書 2022 年版』(令和 5 年 6 月 7 日) 259 頁「付録 3 その他統計・資料」、「3. 弁理士登録状況」、「③弁理士試験実施概況」。
- (36) それぞれ、日本弁理士会研修所『令和 3 年度 研修所報』(令和 4 年 4 月 4 日) 18 頁「第 3 部 令和 4 年度各部報告」、「6. 能力担保・倫理研修部」、「(6) クラス編成及び受講者数」、同所『令和 4 年度 研修所報』(令和 5 年 2 月 10 日) 26 頁「第 3 部 令和 3 年度各部報告」、「6. 能力担保・倫理研修部」、「(6) クラス編成及び受講者数」による。
- (37) 各年の能力担保研修の受講者数及び受講修了者数の人数は、各年の日本弁理士会研修所『研修所報』に記載されている。弁理士試験の合格者数は、特許庁・前掲注(35) 259 頁「付録 3 その他統計・資料」、「3. 弁理士登録状況」、「③弁理士試験実施概況」による。
- (38) 日本弁理士会研修所編・前掲注(13) パテント 65 巻 12 号(平成 24 年) 14 頁(36 頁及び 37 頁)〔幸田全弘発言〕、(37 頁及び 38 頁)〔小松陽一郎発言〕、(38 頁)〔伊藤高英発言〕。
- (39) 改訂者及びそのほかの協力者については、新テキスト 3 の「執筆者等一覧」に記載されている。
- (40) 牧野利秋＝毛利峰子「特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修の講義所感と次年度受講生に望むこと B 講義所感」パテント 57 巻 3 号(平成 16 年) 9 頁(10 頁)には、B 講義の講師の間で深夜に及ぶメール上の議論が戦わされたことが述べられている。
- (41) 特許庁ウェブサイト中の「おしらせ」、「弁理士試験」、「過去の試験結果」中の「令和 3 年度弁理士試験の結果について」(令和 4 年 1 月 11 日)による。
- (42) 特許庁ウェブサイト中の「おしらせ」、「弁理士試験」、「過去の試験結果」中の「令和 4 年度弁理士試験の結果について」(令和 4 年 11 月 10 日)による。
- (43) 森崎・前掲注(5) 知財管理 55 巻 3 号(平成 17 年) 351 頁(353 頁及び 354 頁)。
- (44) 小林良平「付記弁理士雑感」パテント 65 巻 12 号(平成 24 年) 57 頁(58 頁)は、侵害訴訟の場面において、「補佐人としての役割と代理人としての役割の違いが明確ではない。」とする。

- (45) 森崎・前掲注 (5) 知財管理 55 巻 3 号 (平成 17 年) 351 頁 (354 頁及び 355 頁) は、補佐人との相違があるのかとの苦言は呈しつつも、「弁理士が訴訟法等訴訟手続きについての理解を深めることが、望ましいことである」とし、「その意味で、能力担保研修を受ける意味はあるものと思われる。」と述べる。筆者としては、そのような望ましい効果は、現実にも見られていると感じる。
- (46) 日本弁理士会研修所編・前掲注 (13) パテント 65 巻 12 号 (平成 24 年) 14 頁 (45 頁) [牧野利秋発言]。
- (47) 第 154 回国会衆議院経済産業委員会会議録第 8 号 (平成 14 年 4 月 10 日) 32 頁。
- (48) なお、衆議院経済産業委員会のみならず、参議院経済産業委員会でも附帯決議 (第 154 回国会参議院経済産業委員会会議録第 7 号 (平成 14 年 4 月 10 日) 29 頁) をしている。ただし、例えば、当該附帯決議第 4 項は「訴訟受任の在り方や訴訟代理業務の範囲などについて引き続き検討すること」とされ、「単独」という用語は避けられている。
- (49) 日本弁護士連合会「『知的財産推進計画 2004』実現に向けての日本弁護士連合会の取組みと提言」(平成 16 年 8 月 20 日) (日本弁護士連合会ウェブサイト) 17 頁及び 18 頁。
- (50) 特許庁・前掲注 (26) 2 頁「第 1 章 総括統計」、「(1) 特許」。
- (51) 特許庁・前掲注 (35) 68 頁「第 2 部 詳細な統計情報」、「第 1 章 総括統計」、「1 特許」。
- (52) 特許庁・前掲注 (26) 10 頁「第 1 章 総括統計」、「(7) 審判及び異議申立」、「⑦異議申立」。
- (53) 特許庁・前掲注 (35) 75 頁「第 2 部 詳細な統計情報」、「第 1 章 総括統計」、「6 審判及び異議申立て」、「(7) 異議申立て」。
- (54) 東京高判昭和 45 年 2 月 25 日 (昭和 44 年 (行ケ) 第 81 号) 無体裁集 2 巻 1 号 44 頁 [塩化ビニル樹脂配合用安定剤兼滑剤の製造法] は、「特許無効の審判を請求しうる者は、当該審判請求について法律上正当な利益を有することを必要とする」と判示する。
- (55) 特許庁・前掲注 (26) 7 頁「第 1 章 総括統計」、「(7) 審判及び異議申立」、「③無効審判」。
- (56) 特許庁・前掲注 (35) 72 頁「第 2 部 詳細な統計情報」、「第 1 章 総括統計」、「6 審判及び異議申立て」、「(3) 無効審判」。
- (57) 特許庁・前掲注 (26) 7 頁「第 1 章 総括統計」、「(7) 審判及び異議申立」、「③無効審判」。
- (58) 特許庁・前掲注 (35) 72 頁「第 2 部 詳細な統計情報」、「第 1 章 総括統計」、「6 審判及び異議申立て」、「(3) 無効審判」。
- (59) 最高裁判所事務総局行政局「平成 15 年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報 56 巻 12 号 (平成 16 年) 27 頁 (30 頁)「第 2 表 知的財産権関係民事通常訴訟事件 事件の種類別 新受・既済件数—地方裁判所—(令和 3 年)」。
- (60) 最高裁判所事務総局行政局「令和 3 年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報 74 巻 10 号 (令和 4 年) 33 頁 (37 頁)「第 2 表 知的財産権関係民事通常訴訟事件 事件の種類別 新受・既済件数—地方裁判所—(令和 3 年)」。
- (61) 司法制度改革審議会・前掲注 (10) 11 頁以下「I、第 3、2、(2) 司法制度を支える法曹の在り方 (人的基盤の拡充)」。
- (62) 類似の計算をするものとして、小林良平・前掲注 (44) パテント 65 巻 12 号 (平成 24 年) 57 頁がある。そして、例えば、3 年に 1 回しか事件が来ないのであれば、付記弁理士になる動機に乏しい旨を指摘する。
- (63) 最高裁判所事務総局行政局・前掲注 (59) 法曹時報 56 巻 12 号 (平成 16 年) 27 頁 (35 頁)「第 12 表 知的財産権関係行政訴訟事件 事件の種類別 新受・既済件数—高等裁判所—(平成 15 年)」。
- (64) 最高裁判所事務総局行政局・前掲注 (60) 法曹時報 74 巻 10 号 (令和 4 年) 33 頁 (43 頁)「第 15 表 知的財産権関係行政訴訟事件 事件の種類別 新受・既済件数—高等裁判所—(令和 3 年)」。
- (65) 特許法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 63 号)。
- (66) この点について統計的な根拠はないが、筆者のような弁護士に相談が持ち込まれるきっかけとしては、経験的には、社内又は社外の弁理士を経由して紹介された事例が多い印象がある。
- (67) 大場・前掲注 (7) パテント 65 巻 12 号 (平成 24 年) 60 頁 (62 頁及び 63 頁) にその旨の指摘がある。
- (68) 大場・前掲注 (7) パテント 65 巻 12 号 (平成 24 年) 60 頁 (63 頁) にその旨の指摘がある。

(原稿受領 2023.7.27)